

県民コメント制度に基づく結果の概要について (埼玉農林業・農山村振興ビジョン(平成28年度～32年度))

埼玉県では、平成32年度を目標年度とする「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定しました。

策定にあたって、県民コメント制度に基づき、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン(平成28年度～32年度)案」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、8件の御意見をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

平成27年10月17日(土)～平成27年11月16日(月)

2 意見の提出者数及び意見件数

8件(1名・1団体)

(内訳)

区分	人数	意見件数
郵送	0	0件
FAX	1人	3件
電子メール	0	0件
その他	1団体	5件
合計	1人・1団体	8件

3 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	1件
すでに案で対応済みなもの	4件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1件
意見を反映できなかったもの	0件
その他	2件
合計	8件

4 策定したビジョン及び意見募集結果の資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0901/nouringyovision.html>

(2) 次の窓口で閲覧を行います。

・埼玉県農林部農業政策課(本庁舎5階) Tel 048-830-4031

・埼玉県県政情報センター(衛生会館1階) Tel 048-830-2543

・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南部 Tel 048-256-1110

南西部 Tel 048-451-1110

東部 Tel 048-737-1110

県央 Tel 048-777-1110

川越比企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

・ 埼玉県の各農林振興センター

さいたま	Tel 048-822-2492	川 越	Tel 049-242-1808
東 松 山	Tel 0493-23-8532	秩 父	Tel 0494-24-7211
本 庄	Tel 0495-22-6156	大 里	Tel 048-523-2812
加 須	Tel 0480-62-4771	春 日 部	Tel 048-737-2134

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業政策課 企画・試験研究調整担当

TEL 048-830-4031 (直通)

FAX 048-822-8249

E-mail a4010-23@pref.saitama.lg.jp

「埼玉農林業・農山村振興ビジョン(平成 28 年度～32 年度)案」
に対する御意見と県の考え方

(反映状況の区分)A:意見を反映し、案を修正した
B:既に案で対応済み
C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
D:意見を反映できなかった
E:その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	畑、水田などの農地は貴重な農業の場だが、最近では、マンションや住宅に利用されている。もう少し規制し、農地として活用して、農業を活性化してほしい。	1	農地の確保及び活用の取組については、ビジョンに記載しておりますので、いただいた御意見を参考に今後の取組に努めてまいります。 (該当箇所) P20 第5-1-(2)-ア及びイ なお、農地制度は法律に基づくものであり、県の裁量による規制強化はできませんが、優良農地が確保されるよう、農地制度の適切な運用を図っていきます。	B
2	最近では、高齢化が進み、森林の売却が活発になっている。こうした中で、県民と団体、県が一体となって、生物多様性のある森林を守っていく必要がある。	1	県民等と一体となった森林保全に関する取組については、ビジョンに記載しておりますので、いただいた御意見を参考に今後の取組に努めてまいります。 (該当箇所) P38 第5-2-(3) P40 第5-3-(1) P45 第5-3-(2)	B
3	TPPには反対であり、海外農産物等との競争が進むと、国内農業の力が弱まることが予想される。もう少しTPPに対する対策を検討し、消費者の安全・安心につながる県産農産物の地産地消の活性化に努めてもらいたい。	1	ビジョンはTPPを含む農林業・農山村を巡る潮流を踏まえて作成していることから、第5-1-(3)の記載内容をはじめ、ビジョン全体の取組を通してTPPによる影響を緩和するよう取り組んでまいります。 (該当箇所) P22 第5-1-(3) なお、地産地消に関する取組についてはビジョンに記載しております。 (該当箇所) P29 第5-1-(4)-ア	B

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
4	<p>埼玉県農業信用基金協会は、融資機関が農業制度資金等を農業者に融資する際、信用力の脆弱な農業者の保証人となり、その借入債務を保証することにより融資が円滑に行われるよう業務を執行している。</p> <p>そこで農業制度資金のあとに「や農業者の借入債務を保証する農業信用保証制度」を挿入していただく等ご検討願いたい。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「農業制度資金の貸付調査や資金需要の把握を図りながら、農業制度資金の利用と、借入の際の農業信用保証制度の充実を促進します。」とします。</p> <p>(該当箇所) P17 第5-1-(1)-ア-(ウ)-b</p>	A
5	<p>JAグループは、農協改革に向けて動き出しており、「創造的自己改革への挑戦」をメインタイトル、サブタイトルを「農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす」として、今後3年間の活動方針を示すJA埼玉県大会を開催することとしている。対象となるのは県内農業者であるとともに、今後の方向性もほぼ同様であることから、農林部と車の両輪として、連携・協調して取り組むことが重要である。</p>	1	<p>JAグループと県の今後の方向性が同様であることは県も認識しておりますので、第6などにあるとおり、ビジョンの推進にあたっては、JAグループとも連携・協働しながら取り組んでいくこととしています。</p>	B
6	<p>今回、策定される埼玉農林業・農山村振興ビジョンの5年間のテーマは、「稼ぐ力」「人財力」「地域力」の三つ力＝産力(生産する力・産地の力)を高めることにあると考えられる。</p> <p>それらの言葉は、第4の将来像に書かれているが、第1あるいは第5 取組の展開方向の最初の部分に記載し、サブタイトルなどとして扱うとインパクトがあり、総花的なイメージがやや払拭できるのではないか。</p>	1	<p>3つの力については、第1の「1 ビジョンのねらい」、第4の「本ビジョンが示す将来像」、第5の「取組の展開方向」の各分野の冒頭に記載してあることから、ご指摘の内容は対応できているものと考えています。</p> <p>また、「第5 取組の展開方向」の最初にサブタイトルとして記載することについては、章の構成上難しいと考えました。</p> <p>なお、3つの力を高めることについては、関係施策の取組において対応していきます。</p>	C
7	<p>埼玉県の農林業・農山村について、第2の姿により現状分析を行い、第3の潮流で時代の動向と課題を整理、第4の将来像を踏まえて、第5の取組の展開方向が記述されており、非常にわかりやすい。</p> <p>特に、取組の展開方向は、農林業・農山村全体となることから、多岐にわたっているが、記載されている個々の取組がでてくる前提が、第2、第3、第4で整理され、取組内容が簡潔に説明されるとともに、ポイントとなる事項について、指標がセットされており説得力がある。</p>	1	<p>御意見を拝聴いたしました。</p>	E

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
8	取組の展開方向が多岐にわたることから総花的との批判がでることが予想されるが、振興計画やビジョンでは、全体として漏れがないように取組を整理するのでやむを得ないと考えられる。	1	御意見を拝聴いたしました。	E
合計		8		